

会 議 録

会議の名称	平成 28 年 第 1 回 本庄市国民健康保険運営協議会	
開催日時	平成 28 年 2 月 16 日 (火)	午後 1 時 25 分から 午後 2 時 25 分まで
開催場所	本庄市役所 5 0 3 会議室	
出席者	被保険者代表	堀口 富士夫、金井 喜久夫、新井 千奈美、 浅見 敏江
	保険医又は保険薬剤師代表	渋谷 修身、倉林 京児、石原 博史、林 勇毅
	公益代表	柿沼 光男、内野 勲、佐々木 義弘
	被用者保険等 保険者代表	近藤 浩之、日向 健
	事務局	春山 康壽 (保健部長)、中田 啓一 (保険課長)、 山田 由幸 (収納課長)、榎田 恵 (保険課課長補佐兼 国保係長)
欠席者	市川 寛 (被保険者代表)、堀川 明 (保険医又は保険薬剤師代表)、 岩崎 信裕、木村 保 (公益代表)、細野 仁 (被用者保険等保険者代 表)	
議 題 (次 第)	1 開会 2 委嘱状交付 3 市長あいさつ 4 委員及び事務局職員自己紹介 5 会長、副会長の選出について 6 議題 報告事項 1 平成 28 年度国民健康保険特別会計予算について 報告事項 2 平成 27 年度国民健康保険特別会計補正予算について 7 閉会	
配布資料	・報告事項 1 資料 ・報告事項 2 資料	
その他特記事項		
主 管 課	保健部保険課	

会 議 の 経 過	
発言者	発言内容・決定事項等
司会	1. 開会 ただ今から平成 28 年第 1 回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。
副市長	2. 委嘱状交付 【市長代理の副市長より出席委員に 1 人ずつ交付】 3. 市長あいさつ 【副市長あいさつ後、退座】
司会	4. 委員及び事務局職員自己紹介 【委員、事務局職員の順に自己紹介】 【本協議会成立の報告】
保険課長	5. 会長・副会長選出 【正副会長決定までの間、保険課長により進行。選出の前に、国民健康保険運営協議会について説明】 会長の選出は、国民健康保険法施行令第 5 条により公益を代表する委員から、副会長は本庄市国民健康保険に関する規則第 3 条により委員の互選で選出することになっています。自薦・他薦がございましたらご提案をお願いします。
委員	名簿を拝見したところ、これまで会長・副会長として苦勞していただいた方々がいらっしゃいますので、勝手に言って申し訳ありませんが、またご苦勞をいただけたらと思うのですが。
保険課長	前任の柿沼光男委員を会長に、木村 保委員を副会長に推薦ということでよろしいでしょうか。この提案に対しご意見又は他にご提案がありましたらお願いします。 (ありませんとの声あり) 他にご提案がありませんので、会長を柿沼光男委員、副課長を木村保委員にお願いしたいと思います。なお、木村 保委員は本日欠席されておりますが、この件につきましては事務局に一任されておりますのでご報告します。
会長	【会長あいさつ】 (国民健康保険に関する規則第 4 条第 1 項に基づき議長就任)
保険課長	6. 議題 【報告事項 1 平成 28 年度国民健康保険特別会計予算について説明】
議長	報告事項 1 につきまして、ご質問がありましたら挙手をもってお願いします。特にないようですので、報告事項 2 に移ります。

保険課長	【報告事項2 平成27年度国民健康保険特別会計補正予算について説明】
議長	報告事項2につきまして、ご質問がありましたら挙手をもってお願いします。特にないようですので、報告事項2に移ります。
保険課長	【報告事項2 平成27年度国民健康保険特別会計補正予算について説明】
議長	報告事項2につきまして、ご質問がありましたら挙手をもってお願いします。
委員	療養給付費や高額療養費の補正ですが、これは被保険者が受診した医療費だということで、見込みよりも大幅に伸びているための補正増とのことですが、これは一過性のものなのか、事務局の見解を教えてください。
保険課長	被保険者数が減少している中、療養給付費と高額療養費が大幅に増えている要因については、現在、医療費のデータベースから分析を行っているところです。ですので、まだその原因についてははっきりしていない状況ですが、最近ニュース等でも見られるように、大変効き目の良いC型肝炎の特効薬ができました。これがとても高価な薬のため、高額療養費の対象になる被保険者の方が増えているようです。高額療養費の件数が昨年1月から12月までの間で約2,000件以上増加していることが分かっています。このような理由もあるかと思っておりますが、まだ原因を分析中ですので、分析が済みましたら改めて委員の皆様にご報告させていただきます。
委員	(報告事項1と報告事項2の提案方法について意見有り)
委員	共同事業交付金とはどういうものでしょうか。
保険課長	<p>埼玉県の市町村が共同で行っている事業で、突然高額な医療費がたくさん必要になったときに、財力の小さな市町村では負担しきれなくなる危険性があるため、あらかじめ全市町村でお金を集めておいて、高額な医療費が必要な場合に交付金として出そうというものです。歳入・歳出両方を見ていただくと分かるのですが、共同事業交付金の裏には共同事業拠出金というものがあります。管理している国民健康保険団体連合会に拠出金としてお金を預けています。対象となる医療が発生すると、連合会から交付金が支払われることとなります。</p> <p>本庄市は、拠出額よりも若干多く交付金をいただいている状況ですが、市町村によっては交付金よりも拠出金の方が多いところがあると聞いています。</p>

委員	自治会でやっている赤い羽根の共同募金などとは、関連はないものですか。
保険課長	そういうものとは全く関係の無いもので、あくまで国民健康保険団体連合会が事業として行っているもので、そこに各市町村からの拠出したお金をプールしておき、条件に応じて交付金として支払いが行われるものです。
議長	他になにかありますか。ないようですので、報告事項1・2につきましてはこの内容で3月の定例議会に議案として提出させていただきますのでご了承ください。 その他でなにかありますか。
収納課長	【ペイジー導入についての説明】
保険課長	【事務連絡】
会長	7. 閉会 【閉会あいさつ】

平成28年3月18日

会議録署名 会長

榊沼 光男